

返戻金制度に関する事項

当社より紹介し採用された求職者に係る雇用契約が短期間で終了した場合（当該求職者の一身上の都合により退職した場合に限ります）、求人者から申し受けた手数料の一部を、原則として以下の割合で払い戻しいたします。

入社後 30 日以内に雇用契約が終了した場合	70%
入社後 60 日以内に雇用契約が終了した場合	50%
入社後 90 日以内に雇用契約が終了した場合	30%